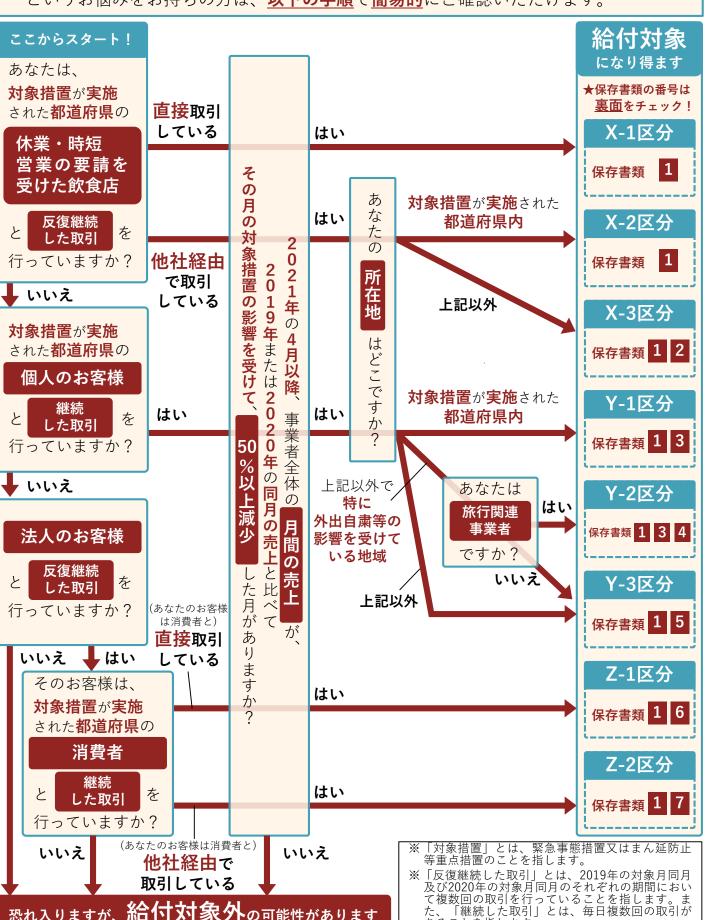
給付対象 保存書類 早わかりガイド

「自分が給付対象か分からない」「どんな保存書類を準備すればいいか分からない」 というお悩みをお持ちの方は、**以下の手順で簡易的**にご確認いただけます。



あることを指します。

恐れ入りますが、給付対象外の可能性があります

!注意!以下の場合は給付対象とはなりません



▶事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期 以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、対象措置の影響により事業収入 が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。



(対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上 が減少している場合は給付対象外です。



(対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少し ている場合は給付対象外です。



●地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※の支給対象と なっている事業者は給付対象外です。

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

保存書類

※申請時の提出は不要ですが、申請後 に提出を求める場合がございます。

表面の区分に応じて、以下の保存書類を 7年間保存してください。

自らの販売・提供先との反復継続した取引 または消費者との継続した取引を示す 帳簿書類および通帳

<帳簿書類>

<通帳>

売上台帳

請求書・領収書







対象措置実施都道府県の消費者向けの事業を 行っていることを示す

商品・サービスの一覧表、店舗写真、 および賃貸借契約書・登記簿

※上記事業を営んでいることが分かる場合は**許認可書で代用可**

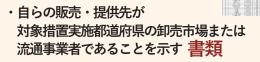
旅行客の5割以上が対象措置実施都道府県から 4 来訪していることを示す

統計データ

対象措置実施都道府県の消費者との継続した

取引を示す 顧客データまたは 自ら実施した顧客調査結果

以下のうちいずれか1つ



・所在地域から 対象措置実施都道府県の卸売市場または 流通事業者への反復継続した取引を示す 書類・統計データ

自らの販売・提供先が 対象措置実施都道府県の消費者と 継続した取引を行っている事業者であることを示す 書類

自らの販売・提供先が 対象措置実施都道府県の消費者と継続した取 引を行っている事業者と 反復継続した取引を行っていることを示す

書類・統計データ

相談窓口

0120-211-240 قات

専用回線

03-6629-0479

受付時間 8:30-19:00

(土日・祝日含む全日)

ホームページ

本資料は、あくまで簡易的な 給付要件等を示したものです。 ホームページや申請要領等も よくご確認ください。

https://ichijishienkin.go.jp/ getsujishienkin

